

議案第 13 号

四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例について

四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成 29 年 3 月 8 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づき、本町への移住又は定住を促進することを目的とした四万十町移住支援住宅（以下「移住支援住宅」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 移住支援住宅の名称及び位置等は、次のとおりとする。

名称	建設年度	構造	床面積/1 戸当	位置
古市町移住支援住宅 1 号棟	昭和 61 年	鉄筋二階建	134.30 m ²	四万十町古市町 22 番 1
古市町移住支援住宅 2 号棟	昭和 61 年	鉄筋二階建	60.38 m ²	四万十町古市町 22 番 1

(入居者の公募)

第 3 条 移住支援住宅の入居者は、公募するものとする。

(入居者の資格)

第 4 条 移住支援住宅に入居することができる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町外から転入して町内に居住しようとする者で、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- (2) その他町長が特に必要と認めた者

(家賃)

第 5 条 移住支援住宅の入居者は、家賃を納付しなければならない。

2 前項に規定する家賃の額は、移住支援住宅の設置目的、既存の町営住宅及び民間賃貸住宅の家賃を勘案のうえ、町長が定めるものとする。

(入居期間)

第6条 移住支援住宅に入居することができる期間は、2年間とする。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、これを延長することができる。

(準用)

第7条 この条例に定めるもののほか、移住支援住宅の管理に関し必要な事項は、移住支援住宅の目的に沿った範囲で四万十町公営住宅条例（平成18年四万十町条例第144号）の規定の例による。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。